

## 平成18年9月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	<p>「 条 例 案 」 11 件</p>	
1	秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する件	<p>改正理由 秋田駅東自転車等駐車場に入場し、又は出場することができる時間を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 秋田駅東自転車等駐車場に入場し、又は出場することができる時間を午前5時から翌日の午前零時30分までとする（現行午前6時30分から午後10時30分まで）。</p> <p>施行期日 平成18年10月1日から</p>
2	秋田市国民健康保険条例の一部を改正する件	<p>改正理由 出産育児一時金の額を引き上げるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 出産育児一時金の額を30万円から35万円に引き上げる。</p> <p>施行期日 平成18年10月1日から。改正後の条例の規定は、施行日以後に出産した者から適用する旨の経過措置を規定する。</p>
3	秋田市知的障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する件	<p>改正理由 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例の題名を「秋田市障害福祉サービスセンター条例」とする。</li> <li>2 施設の名称を「秋田市障害福祉サービスセンター」とする。</li> <li>3 利用者の範囲、利用料金等に関する規定の整備を行う。</li> </ol> <p>施行期日 平成18年10月1日から。改正後の利用料金に関する規定は、施行日以後の利用に係る利用料金から適用する旨の経過措置を規定する。</p>
	<p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号):平成17年11月7日公布。一部の規定を除き、平成18年4月1日施行</p>	

4	秋田市老人福祉センター条例の一部を改正する件	<p>改正理由 老人福祉センター（以下「センター」という。）の管理について指定管理者制度を導入し、その管理の基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 センターの管理を指定管理者に行わせることができることとする。</li> <li>2 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、管理を行わなければならないこととする。</li> <li>3 指定管理者は、センターの使用許可等の業務を行うこととする。</li> </ol> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
5	秋田市御所野交流センター条例の一部を改正する件	<p>改正理由 御所野交流センター（以下「センター」という。）の管理について指定管理者制度を導入し、その管理の基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 センターの管理を指定管理者に行わせることができることとする。</li> <li>2 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、管理を行わなければならないこととする。</li> <li>3 指定管理者は、センターの使用許可等の業務を行うこととする。</li> </ol> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
6	秋田市老人いこいの家設置条例の一部を改正する件	<p>改正理由 老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の管理について指定管理者制度を導入し、その管理の基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 題名を「秋田市老人いこいの家条例」とする。</li> <li>2 いこいの家を使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者等とする。</li> <li>3 いこいの家を使用しようとする者は、</li> </ol>

7 秋田市雄和農林漁家高齢者センター  
条例の一部を改正する件

あらかじめ市長の許可を受けなければならないこととする。

- 4 市長は、管理上支障があるとき等に、いこいの家の使用の制限等を行うことができることとする。
- 5 使用者は、許可を受けた目的以外のいこいの家の使用等をしてはならないこととする。
- 6 使用者は、いこいの家の使用を終えたとき等は、その施設等を原状に回復しなければならないこととする。
- 7 使用者は、いこいの家の施設等を損傷したとき等は、その損害を賠償しなければならないこととする。
- 8 いこいの家の管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- 9 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、管理を行わなければならないこととする。
- 10 指定管理者は、いこいの家の使用許可等の業務を行うこととする。

施行期日 平成19年4月1日から

改正理由

雄和農林漁家高齢者センター（以下「センター」という。）の管理について指定管理者制度を導入し、その管理の基準等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 センターを使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者等とする。
- 2 センターの使用許可には、センターの管理上必要な条件を付することができることとする。
- 3 使用者がセンターの使用の許可条件に違反したときは、センターの使用の制限等を行うことができることとする。
- 4 使用者は、許可を受けた目的以外のセンターの使用等をしてはならないこととする。
- 5 センターの管理を指定管理者に行わせることができることとする。
- 6 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、管理を行わなければならないこととする。

8	秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件	<p>ならないこととする。</p> <p>7 指定管理者は、センターの使用許可等の業務を行うこととする。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p> <p>改正理由 地区計画の変更に伴い、下新城中野地区整備計画区域における計画地区および建築物の用途の制限を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 下新城中野地区整備計画区域における計画地区のうち、「B地区」の一部を新たに「C地区」とし、共同住宅、一定の店舗等を建築することができることとする。</p> <p>施行期日 公布の日から。この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による旨の経過措置を規定する。</p>						
9	秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する件	<p>改正理由 一般特定公共賃貸住宅の増設に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 雄和糠塚一般特定住宅の位置に関する規定の整備を行う。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>						
10	秋田市都市公園条例の一部を改正する件	<p>改正理由 北野田公園の照明設備の使用料を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 使用料を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1496 1417 1664"> <tr> <td data-bbox="818 1507 874 1536">(1)</td> <td data-bbox="882 1507 1074 1536">アリーナ</td> <td data-bbox="1082 1507 1409 1574">5分の1点灯1時間につき120円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="818 1585 874 1615">(2)</td> <td data-bbox="882 1585 1074 1615">テニスコート</td> <td data-bbox="1082 1585 1409 1653">1面1時間につき190円</td> </tr> </table> <p>施行期日 平成18年11月1日から</p>	(1)	アリーナ	5分の1点灯1時間につき120円	(2)	テニスコート	1面1時間につき190円
(1)	アリーナ	5分の1点灯1時間につき120円						
(2)	テニスコート	1面1時間につき190円						
11	秋田市消防本部および消防署設置条例等の一部を改正する件	<p>改正理由 消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 次に掲げる条例について、消防組織法を引用している規定の整備を行う。</p> <p>(1) 秋田市消防本部および消防署設置条</p>						
	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）：平成18年6月14日公布。同日施行							

「 単 行 案 」 4 件

- 例  
 (2) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例  
 (3) 秋田市消防団の設置等に関する条例  
 施行期日 公布の日から

12 字の区域を設置する件

県営ほ場整備事業（下新城西部地区）の施行に伴い、字の区域を設置しようとするもの

字名	設置区域
下新城長岡字三合田	下新城青崎字三合田および下新城長岡字熊野田の各一部
下新城長岡字笹島	下新城長岡字外脇、下新城長岡字前谷地および下新城長岡字中沖の各一部
下新城小友字下小友	下新城青崎字栗木下、下新城青崎字イカリ、下新城小友字家ノ下および下新城岩城字藤巻の各一部

根拠法：地方自治法第260条第1項

13 字の区域を変更する件

県営ほ場整備事業（下新城西部地区）の施行に伴い、字の区域を変更しようとするもの

変更後の字の区域	変更前の字の区域
下新城青崎字深田	下新城青崎字堂田の一部
下新城青崎字三合田	下新城青崎字郡沢、下新城青崎字折沢、下新城青崎字堂田および下新城青崎字深田の各一部
下新城青崎字千刈田	下新城青崎字雷田および下新城青崎字栗木下の各一部
下新城長岡字中沖	下新城中野字前谷地の一部
下新城中野字前谷地	下新城笠岡字佐戸反の一部
下新城笠岡字堰場	下新城笠岡字イカリの一部
下新城笠岡字堰根	下新城笠岡字イカリおよび下新城笠岡字八橋の各一部

根拠法：地方自治法第260条第1項

14 市道路線を認定する件

宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

- ・ 認定路線 24路線 延長2,786.10m
- 認定後の市道総延長 約1,949Km

根拠法：道路法第8条第2項

15 土地を買い入れる件

都市計画道路新都市大通線および都市計画道路上北手雄和線の道路用地として取得しようとするもの

- ・ 土地の所在 上北手猿田字堤ノ沢88番76  
ほか20筆

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の種類 山林、原野、田および畑</li> <li>・土地の面積 8,948.21㎡</li> <li>・予定価格 76,513,808円</li> <li>・契約先 独立行政法人都市再生機構</li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
	<b>「 予 算 案 」 3 件</b>	
16	平成18年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
17	平成18年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
18	平成18年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
	<b>「 決 算 認 定 」 4 件</b>	
19	平成17年度秋田市病院事業会計決算認定の件	資料別紙
20	平成17年度秋田市水道事業会計決算認定の件	資料別紙
21	平成17年度秋田市交通事業会計決算認定の件	資料別紙
22	平成17年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	資料別紙
	<b>「 追 加 提 案 」</b>	
	<b>「 人 事 案 」 2 件</b>	
23	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件	<p>現公平委員会委員の長谷川壽雄氏の任期満了（平成18年9月30日）に伴い、その後任の選任について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> </ul> <p>根拠法：地方公務員法第9条の2第2項</p>
24	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の齊藤恵里子氏の任期満了（平成18年12月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>